

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な 就学支援を求める意見書

東日本大震災から6年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり3年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

本事業の対象家庭は、全国47都道府県すべてに上ります。福島県では、平成28年10月時点で約2万人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、今後も継続した支援が必要です。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は非常に重要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。平成30年度以降も本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

平成29年6月13日

福島県双葉郡浪江町議会

提出先

復興大臣
文部科学大臣
総務大臣
財務大臣